

「国と地方の協議」(平成30年秋)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30201	特区名	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区		
提案事項名	航空宇宙分野の調査・研究・試験で利用する海外認証を取得した通信機器使用の規制緩和				
提案事項の具体的な内容	<p>特区に参画している企業が、特区計画に位置付けた区域において、海外の一定の認証(FCC・CE)を取得している通信機器(電波法第4条第1項に定める無線局免許が不要な通信機器に限る。)を用いて、調査・研究・試験を行う場合、「技適」マークを取得していくなくても通信機器の使用を可能とする。</p> <p>なお、使用前に、総務省に通信機器の内容(機種名・周波数帯・出力)・使用期間を記載した簡易な届出を行うものとする。</p> <p>また、特区計画への位置づけにあたり行う使用区域の特区指定は、随時申請可能とし、迅速に認定するものとする。</p>				
実現により期待される効果	<p>海外の高性能な通信機器を用いた研究開発、飛行実験を迅速に実施・検証できるようになり、宇宙飛行機(スペースプレーン)の開発を始めとした、特区における航空宇宙産業に係る研究開発が推進される。これにより、企業立地の促進や企業の生産・研究能力の拡充につながり、ひいては、航空宇宙産業の国際競争力の強化に寄与する。</p>				
担当省庁の対応	A-2:全国展開で実施	担当省庁名	総務省	担当課名	電波政策課/移動通信課
規制法令等	電波法第四条第一項第三号				
規制旨等の	小電力の無線局のうち、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他妨害を与えないように運用することができるもの(総務省令で定めるもの)であって、技術基準適合証明を受けたものについては、免許が不要となるもの。				
国と地方の協議回数	担当省庁の	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>現在国会に提出中の電波法改正案において、技適を取得していれば免許不要局となるような小電力のWi-Fi等の無線局や、技適を取得していれば携帯電話事業者等が運用できるLTE等の無線局については、我が国の技術基準に相当する技術基準(国際的な標準規格)を満たし、かつ、その規格に割り当てられている周波数を使用する等の条件の下、届出により、最長180日、技適を取得しなくても、実験、試験又は調査の目的で使用できるようにする制度改正を検討中です(公布後1年以内施行)。</p>			
実施時期	第198回通常国会に提出中	スケジュール			
指定自治体の回答	a:了解	書面協議(2回目)の希望	希望しない		
理由等	上記担当省庁の見解につきまして、本提案の要望を満たすものであることを確認いたしました。				
内閣府整理	i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの				
コメント	総務省から指定自治体の提案に対する制度改正を検討しているとの見解が示され、指定自治体は了解しているため、協議を終了する。				

「国と地方の協議」(平成30年秋)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30202	特区名	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区								
提案事項名	航空機部分品等の免税措置対象の拡充										
提案事項の具体的な内容	<p>関税暫定措置法第4条第1号及び第2号に「開発用」も対象である旨規定し、開発用の航空機部分品等(地上試験機の航空機部分品等や量産に移行するまでの段階で検査や試験に使用される供試体)も免税とする。</p> <p>【関税暫定措置法】 (航空機部分品等の免税)</p> <p>第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、平成三十二年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 航空機に使用する部分品 二 税関長の承認を受けた工場において航空機及びこれに使用する部分品の製作に使用する素材 三～四 略 										
実現により期待される効果	航空機製造に必要不可欠な開発用の航空機部分品等が免税となることにより、開発・製造コストが低減し、また、製造メーカーの管理上の負担も減少し、企業の生産・研究開発の促進及びその能力の拡充につながる。また、ひいては、航空宇宙産業の国際競争力の強化に寄与する。										
担当省庁の対応	Z:指定自治体が検討	担当省庁名	財務省	担当課名	関税局関税課						
規制法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・関税暫定措置法第4条第1号、第2号 ・関税暫定措置法施行令第7条 ・関税暫定措置法施行規則第1条の4 										
規制旨等の	関税暫定措置法第4条第1号及び第2号は、航空機に使用する部分品及びこれらの製作に使用する素材のうち、本邦において製作することが困難と認められるものについて関税の免除を規定。その目的は、公共性の高い航空運送業の維持及び発展並びに広範な技術波及効果を有する航空機製造業の国際競争力強化に資することであり、政策上の必要性を受けて導入したもの。暫定措置として適用期限を定めている理由は、航空機製造業における国産開発、国際競争力の度合等、その時々の制度を取り巻く状況を勘案しながら延長の適否を検討する必要があるからである。										
国見解と地方の協議の回数	担当省庁の見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>関税は貨物を輸入する際に課される国境課税措置であり、全国において統一的に運用されるべきものである。本件を実現しようとする場合には、全国適用を前提とし、関税改正プロセスにおける検討が必要となる。本件は航空機部品に係る免税範囲の拡大要望であるため、航空機製造業を所管する経済産業省において、その必要性、具体的な免税範囲、効果等を詳細に検討し、関税改正要望とするかどうかの判断がなされることになる。当方としては、要望が提出された場合には、精査したうえで対応の可否を検討して参りたい。</p>									
実施時期	<table border="1"> <tr> <td>指定自治体の回答</td> <td>b:条件付き了解</td> <td>スケジュール</td> </tr> <tr> <td></td> <td>書面協議(2回目)の希望</td> <td>希望しない</td> </tr> </table>			指定自治体の回答	b:条件付き了解	スケジュール		書面協議(2回目)の希望	希望しない		
指定自治体の回答	b:条件付き了解	スケジュール									
	書面協議(2回目)の希望	希望しない									
理由等	<p>・前回(平成24年)の関税暫定措置法第4条関連に係る提案の結果、免税対象の明確化が実現しているため、今回特区からの規制特例措置として提案したが、関税は国境課税措置であることにより、本件が実現される場合には全国適用を前提とする関係省庁の見解を理解した。</p> <p>・関係省庁見解に従い、免税範囲、効果等を検討したうえ、関税改正プロセスを経て対象拡充の実現を目指すこととなるが、要望へのご対応を検討される際、対象拡充実現により免税となる額だけで判断するのではなく、対象拡充の実現がインセンティブとなり新たな研究開発を促進し、我が国航空機産業の国際競争力強化につながることにもご配慮賜りたい。</p> <p>・併せて、免税申請や用途外使用承認申請に係る業務が事業者の負担となっていることから、次回以降の特区規制特例措置提案において、免税手続の簡素化等運用改善について提案できればと考える。</p>										
内閣府整理	iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの										
コメント	<p>財務省の見解を指定自治体は了解しているため、一旦協議を終了する。</p> <p>指定自治体は、関税改正プロセスによる本提案の実現と併せて、免税手続の簡素化等運用改善に関する提案を検討していることから、財務省は、指定自治体から提案があった際は改めて協議を行うこと。</p>										

「国と地方の協議」(平成30年秋)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30203	特区名	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区		
提案事項名	工場建設に係る建蔽率の規制緩和				
提案事項の具体的な内容	<p>特区に指定された区域(工業専用地域、準工業地域及び工業地域内に限る)については、建築基準法第53条第1項に記載の建蔽率を同条同項に記載の数値に加え、耐火建築物等※又は準耐火建築物等※に限って10%緩和する。</p> <p>※建築基準法第53条第3項第1号イ及びロの定義と同じ</p>				
実現により期待される効果	<p>用地を有効に活用した工場を建設可能とすることで、生産性の向上や受注数の増加が見込まれ、また、企業の設備投資に係る費用を節減することができる。これにより、企業立地の促進や企業の生産・研究能力の拡充につながり、ひいては、航空宇宙産業の国際競争力の強化に寄与する。</p> <p>航空宇宙産業は、国際的な競争が激化している分野であり、主要先進国はもちろんのこと、有力な発展途上国においても、最重要戦略産業として位置付け振興に注力している。国際競争に打ち勝つためには、日本においても思い切った規制緩和を実施する必要がある。</p>				
	担当省庁の対応	D:現行法令等で対応可能	担当省庁名	国土交通省	担当課名
	規制法令等	建築基準法第53条第1項、第3項、第4項			住宅局市街地建築課
	規制趣向等の	<p>建築物の建蔽率は都市計画において定められた数値を超えてはならない。</p> <p>ただし、防火地域内の耐火建築物については、都市計画で定められた建蔽率に10%を加えた数値を上限とすることが可能等の緩和措置がある。</p>			
1回目と地方の協議	担当省庁の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・建蔽率は、建築基準法第53条第1項に定める数値の中から地方公共団体が都市計画で定めることとなっているため、当該地域の都市計画に定める数値を引き上げることで対応可能であり、場合によっては、用途地域等を変更した上で建蔽率の数値を引き上げる対応も可能であり、いずれにしても地方公共団体において対応可能である。 ・防火地域内の耐火建築物のように、地域における耐火性能を確保した場合に建蔽率を緩和する制度を活用していただくことも可能である。また、建築基準法第53条第4項の規定を活用し、特定行政庁の許可の範囲内で建蔽率を緩和することも可能である。 ・なお、平成30年6月27日に公布された「建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)」において、以下の建蔽率規制の合理化を行っているので必要に応じ活用をご検討いただきたい。(公布の日から1年以内に施行) <ul style="list-style-type: none"> ①防火・準防火地域における延焼防止性能の高い建築物の建蔽率の緩和…現行に加え、準防火地域内の耐火建築物、準耐火建築物の建蔽率を10%緩和(同等以上の延焼防止性能を有する建築物を含む) ②前面道路側に壁面線指定を行った場合等の建蔽率の緩和…特定行政庁が前面道路の境界線から後退した壁面線の指定をした場合等で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した範囲内において、建築物の建蔽率を緩和 			
	実施時期	—	スケジュール	—	
	指定自治体の回答	b:条件付き了解	書面協議(2回目)の希望	希望しない	
	理由等	<p>担当省庁の見解に基づき、地元自治体とともに検討したい。本提案については、建蔽率規制の合理化の適用の検討を踏まえ、再提案が必要であれば再提案について検討していきたい。</p> <p>【岐阜県事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建蔽率は、建築基準法第53条第1項に定める数値の中から地方公共団体が都市計画で定めることとなっているため、当該地域の都市計画に定める数値を引き上げることで対応可能であるが、既に上限の数値になっている。 ・制度上は、用途地域等を変更した上で建蔽率の数値を引き上げる対応も可能かもしれないが、特区事業者の事情だけで用途地域を変更し、建蔽率を引き上げることは現実的ではない。 ・上記2つの制度による建蔽率の緩和は難しいが、平成30年6月27日に公布された「建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)」における建蔽率規制の合理化が適用できないか検討したい。 <p>【長野県事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域の変更等による建蔽率の変更については、過去に当該自治体において検討し、断念した経過があり、本提案を行ったところである。 ・ご提示いただいた平成30年6月27日に公布された「建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)」による建蔽率規制の合理化については当該地域での適用が可能か検討したい。 ・本提案については、建蔽率規制の合理化の適用の検討過程で再提案が必要であれば再提案について検討していきたい。 			
		内閣府整理 iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの			
コメント	<p>国土交通省の見解に対し指定自治体は了解しているため、一旦協議を終了する。</p> <p>指定自治体は、建蔽率規制の合理化の適用の検討を踏まえ、必要であれば再提案について検討していきたいとしているため、国土交通省は、指定自治体から再提案があった際は改めて協議を行うこと。</p>				